

1. 処分内容（根拠法令）

【建設業法第29条第1項】

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

【建設業法第29条第1項第二号】

第八条第一号又は第七号から第十三号まで（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至った場合

【建設業法第8条第十二号】

法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届け出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの。